

第四條 本聯盟ハ第二條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ各部ヲ置キ事業ヲ遂行スルモノトス

- 一、政治部
- 二、出版部
- 三、調査部
- 四、教育部

第五條 前條ノ事業ハ各加盟組合ノ分擔トス

第三章 機關

第六條 本聯盟ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、聯盟大會

聯盟大會ハ毎年一回開催ス（開催地ハ前回ノ決議ニ依ル）但シ左ノ場合ハ臨時聯盟大會ヲ開催ス

イ 中央委員會ニ於テ必要ト認メタルトキ

ロ 代議員三分ノ二以上ノ請求アリタルトキ

- 二、中央委員會

中央委員半數以上ノ必要ト認メタルトキ

第七條 會議ハ議員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

第八條 會議出席者左ノ各項ニ依ル

- 一、聯盟大會ハ中央委員、主事、會計、會計監査、代議員
- ハクハ主事、相談役（必要ニ應ジ）各部員 但シ代議員ノミ決議權ヲ有